

令和3年度広域紋別病院企業団病院事業決算における資金不足比率の概要

1 資金不足比率とは

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定する経営指標で、病院事業における当該比率の経営健全化基準は20%未満となっている。

- ・ 地方公共団体の公営企業会計ごとの資金不足額の度合いを表す
- ・ 公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較し、経営状態の悪化度合いを示す

2 公営企業法適用企業の計算式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金不足額 = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
- ※ 解消可能資金不足額：下水道や地下鉄など事業の性質上、構造的に資金不足が生じる場合、資金の不足額から控除する一定額（元金償還額が減価償却費を上回る場合など）
- ・ 事業の規模 = 医業収益の額 - 受託工事収益の額

3 当企業団の資金不足比率

下記のとおり、流動資産が流動負債を上回り資金不足額が発生しないため、資金不足比率の算定に該当しない。

- ・ 資金不足額 = (720,448千円 + 0円 - 1,521,461千円) - 0円
- ・ 資金不足額 = △801,013千円 ~ 資金不足なし
- ※ 720,448千円は、流動負債972,152千円から控除企業債等251,704千円を除いた額

(参考)

- ・ 事業の規模 = 2,081,912千円 - 0円